

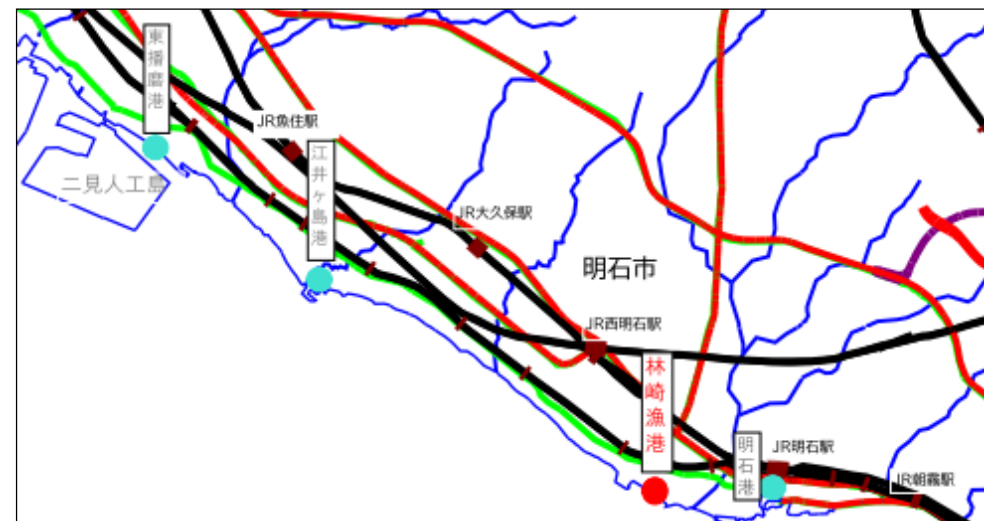


明石市漁港管理条例及び同条例施行 規則の一部改正の概要について

明石市市民生活局産業振興室局農水産課

1 林崎港と漁業について

- ◆ 林崎漁港は、明石市が管理する中核漁港であり、春のイカナゴ漁に始まり、夏のマダコ漁やちりめん漁のほか、冬季の海苔養殖は市内生産額の約50%を誇り、生産枚数、生産金額ともに県内1位となるなど、市内のみならず県下の漁業の最重要拠点の1つとなっています。
- ◆ 歴史的背景として、林崎地区の地先には、「鹿の瀬」と呼ばれる広大な浅瀬が広がり、日本屈指の豊かな漁場を形成し、遠い昔から林崎地区の漁業者が、漁業活動を行ってきました。
- ◆ このように林崎地区は、古くから海辺の自然との共生の中で、明石の固有の風土や漁村文化を育んできました。



2 林崎漁港周辺の現状

近年、林崎漁港内では、ゴミの不法投棄や漁具の盗難、プレジャーボートの無秩序な係留などにより漁業活動に支障を与える状況が確認されています。現時点で、林崎漁港内には約80隻のプレジャーボートが停泊しています。このうち、港の出入口付近には、約20隻の船舶が係留され、漁船の航行する際等の危険性が指摘されています。



3 課題

- ◆ 本来、漁港は、「漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体」（漁港漁業整備法第2条）と規定されていることから、漁港で、まず優先されるのは漁業活動（漁船の物揚げ、漁船の停けい泊 等）です。
- ◆ 一方、近年のアウトドアレジャー人気の高まりから、プレジャーボートを持つ人が増え、一部の漁業者の紹介などで、港内に停泊する人が増えてきています。
- ◆ 市は、これまで、漁港本来の目的と林崎漁港の役割を勘案し、プレジャーボートの停泊を積極的に認めておりませんでした。プレジャーボートの係留を防止するには、農林水産省令で定めるところにより、管理者である市が、禁止区域及び物件の指定をして公示することにより効力を生じます（漁港漁業整備法第39条第6項及び7項）が、まだ、区域の指定を行っていないため、プレジャーボートの係留を結果的に黙認する形となっています。

4 今後の基本方針（案）

漁港の本来の目的と本市の水産業振興における林崎漁港の役割を総合的に判断し、原則的には、プレジャーボートの係留は認めないこととし、下記のとおり市漁港管理条例を改正し、漁船以外のプレジャーボート等の船舶についての禁止区域と重点禁止区域を指定する予定です。

- 市漁港管理条例の改正（令和6年3月議会上程予定）
- 漁船以外の船舶の禁止区域を指定（令和7年4月予定）
- 禁止区域の中で、重点禁止区域を指定（令和7年4月予定）

5 禁止区域と重点禁止区域（イメージ）

（※決定事項ではありません）



6 プレジャーボートへの対応方針（案）

- 禁止区域（黄色部分）、重点禁止区域（赤部分）指定の公示（市ホームページ、広報あかし、林崎漁港内看板 等）
- 重点禁止区域（赤）のプレジャーボート所有者への退去指導、退去指示（令和6年4月から）
※指示に従わない場合は、行政代執行による撤去も検討します。
- 禁止区域（黄）のプレジャーボート所有者には、時限的に係留を許可します。ただし、あくまでも時限的（最長3年間）な許可とします。新規の受け入れはしません。
- 上記の許可する場合、使用料を徴収します。使用料金は近隣の明石港と合わせ、兵庫県港湾施設管理条例施行規則の料金を参考にします。（6mから7.5m未満の場合、51,600円／年）となります。

7 今後の予定（案）

年 月	内 容	備 考
令和5年12月下旬から 令和6年 1月下旬	パブリックコメント（市民意見公募手続き）	
令和6年3月上旬	3月議会上程（条例改正）	
令和6年4月1日から 令和7年3月31日	<ul style="list-style-type: none">・ 条例施行・ 禁止区域、重点禁止区域の指定の告知・ 重点禁止区域内の船舶に退去指導	
令和7年4月1日	<ul style="list-style-type: none">・ 禁止区域と重点禁止区域の指定・ 禁止区域内けい留船舶の使用料の徴収開始	

8 その他主な改正事項（案）

夏場の海水浴シーズン（7月から8月頃）に、林崎松江海岸の海水浴利用者が林崎漁港を使用する際の利用料金については、条例で定めなければならないことになっている（地方自治法第225条）ことから、市漁港管理条例の使用料体系の中に、これまで規定されてなかった普通自動車の駐車料金を設定します。

なお、使用料は、市海浜の利用並びに海浜利便施設の設置及び管理に関する条例別表第4（第11条関係）の規定を参考にし、1000円/日とします。

